

令和5年10月1日以降に起工起案する工事等に適用する
積算基準対照表【共通編】
(令和6年4月1日一部改定)

令和5年10月1日以降に起工起案する工事及び業務から適用する積算基準を改定します。
積算基準は、国土交通省の積算基準書等（令和5年度版）に準拠しますが、一部事項について、
下記に記載のとおりとしますので、使用にあたっては留意してください。

○【基準図書①】国土交通省土木工事標準積算基準書（共通編）令和5年度版

基準書ページ（※） （該当箇所）	国土交通省適用	長野県適用
I-1-①-1 （1適用範囲）	<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>本土木工事標準積算基準書</u>は、<u>国土交通省直轄</u>の河川・・・ ・ また、港湾工事や空港工事については、・・・。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>本積算基準書</u>は、<u>長野県建設部</u>の河川・・・ ・ 全て削除
I-1-①-1 （2基準の適用）	<ul style="list-style-type: none"> ・ ……、<u>入札時（入札書提出期限日）</u>における・・・。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ ……、<u>工事起工起案日</u>における・・・。
I-1-①-1 （2基準の適用）		<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>また、契約後の受発注者協議を踏まえ発生する新規追加工種等については、協議時点に適用されている諸基準、機械・器具関係費用、材料単価、労務単価を用いること。</u>
I-1-②-2 （(3)維持工事(複数年度の国債工事)）		<ul style="list-style-type: none"> ・ 全て削除

基準書ページ (※) (該当箇所)	国土交通省適用	長野県適用
I-2-①-1 (2) 価格	<ul style="list-style-type: none"> ・ 価格は、原則として、<u>入札時</u> (<u>入札書提出期限日</u>) における・・・。 ・ 当初の支給品の価格決定については、<u>官側</u>において・・・、現場発生資材を<u>官側</u>において・・・。 ・ なお、設計単価は、<u>各地方整備局</u> (以下「局」という。) <u>設定単価</u> (局統一単価、<u>県別単価</u>、<u>地区単価</u>をいう。)、<u>局特別調査単価</u> (定期調査)、<u>局特別調査単価</u> (臨時調査)、<u>物価資料</u> (「<u>建設物価</u>」「<u>積算資料</u>」をいう。)・・・。 ・ ……、事前に<u>本局の担当課</u> (以下「<u>本局担当課</u>」という) と協議のうえ別途決定する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 価格は、原則として、<u>工事起工起案日</u>における・・・。 ・ 当初の支給品の価格決定については、<u>発注者側</u>において・・・、現場発生資材を<u>発注者側</u>において・・・。 ・ なお、設計単価は、<u>実施設計単価表掲載単価</u>、<u>特別調査単価</u>、<u>物価資料</u> (「<u>Web 建設物価</u>」「<u>積算資料電子版</u>」をいう。)・・・。 ・ ……、事前に<u>担当課</u>と協議のうえ別途決定する。
I-2-①-1 (2) 価格 1))	<ul style="list-style-type: none"> ・ 1) <u>局設定単価</u>による場合 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 1) <u>実施設計単価表掲載単価</u>による場合
I-2-①-1 (2) 価格 1) (イ))	<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>局設定単価</u>は、毎月、<u>本局担当者</u>において決定し、<u>新土木工事積算システム</u>に登録する単価である。 ・ <u>局設定単価</u>がある場合は、これを積算に用いる単価とする。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 全て削除 ・ <u>実施設計単価表</u>に掲載されている単価は、これを積算に用いる単価とする。
I-2-①-1 (2) 価格 2) (イ))	<ul style="list-style-type: none"> ・ ……、<u>物価資料</u>は (「<u>建設物価</u>」「<u>積算資料</u>」) に掲載されている・・・。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ ……、<u>物価資料</u>は (「<u>Web 建設物価</u>」「<u>積算資料電子版</u>」) に掲載されている・・・。
I-2-①-1 (2) 価格 3))		<ul style="list-style-type: none"> ・ 全て削除
I-2-①-1 (2) 価格 4))	<ul style="list-style-type: none"> ・ 1)、2) <u>及び3)</u> の方法によりがたい場合 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 1)、2) の方法によりがたい場合

基準書ページ (※) (該当箇所)	国土交通省適用	長野県適用
I-2-①-1 (2) 価格 4) (イ))	<ul style="list-style-type: none"> 1)、2) 及び3) の方法によりがたい場合は、<u>局特別調査(臨時調査)として本局担当課にて調査を行い材料単価を</u>・・・。 <u>なお、局特別調査・・・とする。</u> 	<ul style="list-style-type: none"> 1)、2) の方法によりがたい場合は、<u>特別調査により材料単価を</u>・・・。 全て削除
I-2-①-2 (2) 価格 4) (ロ)	<ul style="list-style-type: none"> ・・・(材料価格×使用数量)が<u>100万円未満</u>の場合、かつ1資材の材料単価が<u>10万円未満</u>の場合は、・・・ 	<ul style="list-style-type: none"> ・・・(材料価格×使用数量)が<u>300万円未満</u>の場合、かつ1資材の材料単価が<u>100万円未満</u>の場合は、・・・
I-2-①-2 (2) 価格 4) (ロ) ①)	<ul style="list-style-type: none"> 調達価格(材料価格×使用数量)が、<u>100万円未満</u>であるか<u>100万円以上</u>であるかの判断をするために<u>発注担当課長から参考見積りを3社に依頼し、見積り(100万円未満、かつ1資材の材料単価が10万円未満)又は特別調査(100万円以上、又は1資材の材料単価が10万円以上)によるかの判断を行うものとする。</u> 	<ul style="list-style-type: none"> 調達価格(材料価格×使用数量)が、<u>300万円未満</u>であるか<u>300万円以上</u>であるかの判断をするために参考見積りを3社に依頼し、見積り(<u>300万円未満、かつ1資材の材料単価が100万円未満</u>)又は特別調査(<u>300万円以上、又は1資材の材料単価が100万円以上</u>)によるかの判断を行うものとする。
I-2-①-2 (2) 価格 4) (ロ) ②)	<ul style="list-style-type: none"> ・・・提示し、<u>事務所長</u>から見積依頼を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> ・・・提示し、<u>所属長</u>から見積依頼を行う。
I-2-①-2 (2) 価格 5))		<ul style="list-style-type: none"> 全て削除
I-2-①-2 (2 歩掛)	<ul style="list-style-type: none"> ・・・単価については、<u>特別調査又は見積りの取得により</u>・・・。 	<ul style="list-style-type: none"> ・・・単価については、<u>見積りの取得により</u>・・・。
I-2-①-4 (5 諸雑費及び端数処理 (2) 1))	<ul style="list-style-type: none"> ・・・=金額は<u>小数第3位を切捨てし、第2位とする。</u> 	<ul style="list-style-type: none"> ・・・=金額は<u>1円までとし、1円未満は切り捨てる。</u>

基準書ページ (※) (該当箇所)	国土交通省適用	長野県適用
I-2-①-4 (5 諸雑費及び端数 処理 (2) 3))	・ ……、その平均価格(小数 点第1位を四捨五入)と し、……。	・ ……、その平均価格とし、……。
I-2-②-7 (表-2下(注)1)	・ ……となっている地域をい う。	・ ……となっている地域をい う。(確認方法:総務省統計局 ホームページ「人口集中地区 境界図について」 https:// www.stat.go.jp/data/chiri/ 1-3.htm)
I-2-②-12 (表3.1 基本運賃 表)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 20 kmまで (円) 62,500 ・ 50 kmまで (円) 76,000 ・ 100 kmまで (円) 98,000 ・ 150 kmまで (円) 120,500 ・ 200 kmまで (円) 142,500 ・ 200 kmを超え 20 kmまでを増 やす毎に (円) 8,900 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 20 kmまで (円) 71,000 ・ 50 kmまで (円) 87,000 ・ 100 kmまで (円) 112,000 ・ 150 kmまで (円) 137,000 ・ 200 kmまで (円) 163,000 ・ 200 kmを超え 20 kmまでを増 やす毎に (円) 10,200
I-2-②-14 (表下(注)1)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 1. ……<u>ただし、沖縄につい ては……別途考慮する。</u> ・ <u>2. 発地・着地で地方整備局 が……。</u> ・ <u>3. 敷鉄板については……。</u> ・ <u>4. 誘導車、……。</u> 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 削除。 ・ 全て削除。 ・ <u>2. 敷鉄板については……。</u> ・ <u>3. 誘導車、……。</u>
I-2-②-24 ((2)(イ))		<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>上記費用を計上する場合は、 原則、諸経費を含む金額と し、現場管理費、一般管理費 等の対象としない。ただし、 実施設計単価表に記載の平 板載荷試験については諸経 費を含まない単価のため、本 単価を計上する場合は現場 管理費、一般管理費等の対象 とする。</u> (最下段に追加)

基準書ページ (※) (該当箇所)	国土交通省適用	長野県適用
I-2-②-24 ((2) (ロ))		<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>上記費用を計上する場合は、原則、諸経費を含む金額とし、現場管理費、一般管理費等の対象としない。</u> (最下段に追加)
I-2-②-31 (表-3下(注)1)	<ul style="list-style-type: none"> ・ ……地域をいう。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ ……地域をいう。<u>(確認方法: 総務省統計局ホームページ「人口集中地区境界図について」https://www.stat.go.jp/data/chiri/1-3.htm)</u>
I-2-②-32 ((5) 2)	<ul style="list-style-type: none"> ・ ……については、<u>宣側</u>において購入した……、現場発生材資材を<u>宣側</u>において……、<u>入札時</u>における市場価格……。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ ……については、<u>発注者側</u>において購入した……、現場発生材を<u>発注者側</u>において……、<u>工事起工起案日</u>における市場価格……。
I-2-②-33 (別表第2 現場管理費率)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 第1表 ・ 第2表 ・ 第3表 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 第1表 ・ 第2表 ・ 第3表
I-2-②-34	<ul style="list-style-type: none"> ・ 第4表 ・ 第5表 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 第4表 ・ 第5表
I-2-②-34 (頁下)		<ul style="list-style-type: none"> ・ 別添「別表(地域区分) 積雪寒冷地域区分表」を追加。
I-3-①-2 (別表第2)	<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>0%から5%以下</u> 	<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>0%を超え5%以下</u>
I-4-③-1～ I-4-③-2		<ul style="list-style-type: none"> ・ 全て削除
I-4-④-1～ I-4-④-3		<ul style="list-style-type: none"> ・ 全て削除
I-5-①-1 (4)	<ul style="list-style-type: none"> ・ ……「土木工事数量算出要領(案)」により……。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「土木工事数量算出要領(案)<u>【令和5年度(4月版)】</u>」により……。
I-5-②-1 ((1))	<ul style="list-style-type: none"> ・ ……条件明示は、<u>別表に示すとおり</u>とする。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ ……条件明示は、<u>別表を参考にして、種別・細別、単位を記載するもの</u>とする。
I-5-②-1 ((2))	<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>別表記載内容に加え、必要に応じて特記仕様書、図面……。</u> 	<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>必要に応じて特記仕様書、図面……。</u>

「別添」
資料参照

基準書ページ (※) (該当箇所)	国土交通省適用	長野県適用
I-11-①-1～ I-11-①-2		・ 全て削除
I-12-①-1～ I-12-①-10		・ 全て削除
I-13-①-1～ I-13-①-5		・ 全て削除
II-5-⑳-1 (㉔交通誘導警備員)		・ <u>長野県内の建設工事等に対する交通誘導員の配置については、別紙1「長野県の建設工事等における交通誘導員の計上について」による。</u> (最下段に追加)
VI-1-①-1 ((1) 特別調査等別途考慮するもの 2))	・ 設置作業のうち、ペイント式(手動)の場合。 <u>(ただし、北海道特殊規格において一部適用可)</u>	・ 設置作業のうち、ペイント式(手動)の場合。
VI-1-①-4 (<施工規模が日当り標準施工量に満たない場合>)	・ <u>1)・・・。</u> ・ <u>2)・・・。</u> ・ <u>3) 区画線消去・・・。</u>	・ 全て削除 ・ 全て削除 ・ <u>(1)区画線の積算上の取り扱いについては、別紙2「長野県の建設工事等における区画線工(土木工事標準単価)の積算方法について」による。</u> ・ <u>(2)区画線消去・・・。</u>
VI-1-②-2 (<施工規模が日当り標準施工量に満たない場合>)	・ <u>1)・・・。</u> ・ <u>2)・・・。</u>	・ 全て削除 ・ 全て削除 ・ <u>施工規模が日当り標準施工量に満たない場合の積算方法は「① 区画線工」に準ずることとする。高視認性区画線設置、高視認性区画線撤去(削取り式)については、1連の作業として判定する。</u>

※基準書ページ：国土交通省 土木工事標準積算基準書（共通編）令和5年度版

(岩手県、宮城県、福島県を除く) 一般財団法人 建設物価調査会 発行のページ

別表第2

工種別現場管理費率

第1表

工種区分	純工事費	700万円を超え10億円以下		10億円を超えるもの
	適用区分	2)の算定式より算出された率とする。 ただし、変数値は下記による		
	下記の率とする	A	b	
河川工事		700万円以下		
		下記の率とする		下記の率とする
河川工事	44.05	700万円以下	1118.2	15.91
河川・道路構造物工事	43.11	700万円を超え10億円以下	402.3	21.34
海岸工事	28.11	700万円を超え10億円以下	100.3	18.84
道路改良工事	34.09	700万円を超え10億円以下	76.4	26.44
鋼橋架設工事	48.86	700万円を超え10億円以下	265.1	28.69
P・C橋工事	31.06	700万円を超え10億円以下	111.0	20.80
舗装工事	40.83	700万円を超え10億円以下	598.0	17.54
砂防・地すべり等工事	46.27	700万円を超え10億円以下	1229.5	16.48
公園工事	43.09	700万円を超え10億円以下	347.3	22.34
電線共同溝工事	61.19	700万円を超え10億円以下	2132.5	20.01
情報ボックス工事	54.60	700万円を超え10億円以下	1528.4	19.13
下水道(4)工事	35.56	700万円を超え10億円以下	178.6	21.39

(注) 基礎地盤から堤頂までの高さが20m以上の砂防堰堤は、砂防・地すべり等工事に2%加算する。

第2表

工種区分	純工事費	700万円を超え3億円以下		3億円を超えるもの
	適用区分	2)の算定式より算出された率とする。 ただし、変数値は下記による		
	下記の率とする	A	b	
橋梁保全工事	65.88	700万円以下	1465.2	31.45

第3表

工種区分	純工事費	200万円を超え1億円以下		1億円を超えるもの
	適用区分	2)の算定式より算出された率とする。 ただし、変数値は下記による		
	下記の率とする	A	b	
道路維持工事	60.33	200万円以下	613	32.29
河川維持工事	42.35	200万円を超え1億円以下	167.1	29.25

第4表

純工事費 適用区分		1,000万円以下	1,000万円を超え20億円以下		20億円を超えるもの
		下記の率とする	2)の算定式より算出された率とする。 ただし、変数値は下記による		下記の率とする
工種区分	A		b		
共同溝等工事	(1)	50.57	351.0	-0.1202	26.75
	(2)	38.78	103.5	-0.0609	28.09
トンネル工事		45.56	189.4	-0.0884	28.52
下水道工事	(1)	34.99	49.0	-0.0209	31.32
	(2)	38.21	202.3	-0.1034	22.09
	(3)	32.72	46.8	-0.0222	29.09

第5表

純工事費 適用区分		3億円以下	3億円を超え50億円以下		50億円を超えるもの
		下記の率とする	2)の算定式より算出された率とする。 ただし、変数値は下記による		下記の率とする
工種区分	A		b		
コンクリートダム		31.19	35.0	-0.0059	30.68
フィルダム		34.59	154.9	-0.0768	27.87

別表（地域区分）

積雪寒冷地域区分表

県名	市町村名	区分
長野県	長野市 松本市 上田市 岡谷市 諏訪市 須坂市 小諸市 伊那市 駒ヶ根市 中野市 大町市 飯山市 茅野市 塩尻市 佐久市 千曲市 東御市 安曇野市 南佐久郡 北佐久郡 小県郡 諏訪郡 上伊那郡のうち辰野町、箕輪町、飯島町、 南箕輪村及び宮田村 下伊那郡のうち阿智村、平谷村、 根羽村、下條村、売木村及び大鹿村 木曾郡のうち上松町、 木曾町、木祖村、王滝村及び大桑村 東筑摩郡 北安曇郡 埴科郡 上高井郡 下高井郡 上水内郡 下水内郡	4級地

長野県の建設工事等における交通誘導員の計上について

○ 交通誘導警備員の計上方法

- (1) 建設工事等において、公安委員会が定める路線及び区間（表 3. 1）で請負者が交通誘導業務を他人に委託する場合、受託者は警備業法第 4 条の規定により、公安委員会から警備業の認定を受けた者（交通誘導警備員 A）を 1 人以上従事させ、また、警備業者は、公安委員会の行う検定の合格証明書を受けている者に実施させることとなっていることから、交通誘導警備員 A を含め現場条件に応じて適切な人員を計上するものとする。

なお、表 1 以外の路線において交通誘導警備員を配置する場合は、現場条件に応じて交通誘導警備員 B を適切に計上するものとする。

(2) 名称定義・作業内容

交通誘導警備員 A： 警備業者の警備員（警備業法第 2 条第 4 項に規定する警備員をいう。）で、交通誘導警備業務（警備員等の検定等に関する規則第 1 条第 4 号に規定する交通交以外の交通の誘導に従事する交通誘導業務をいう。）に従事する交通誘導警備業務に係る一級検定合格警備員又は二級検定合格警備員

交通誘導警備員 B： 警備業者の警備員で、交通誘導警備員 A 以外の交通の誘導に従事するもの

表 1 公安委員会が定める路線及び区間

路線名	区間
一般国道 18 号	長野県の全域
一般国道 19 号	長野県の全域
一般国道 20 号	長野県の全域
一般国道 141 号	長野県の全域
一般国道 142 号	長野県の全域
一般国道 146 号	長野県の全域
一般国道 147 号	長野県の全域
一般国道 148 号	長野県の全域
一般国道 151 号	長野県の全域
一般国道 153 号	長野県の全域
一般国道 292 号	長野県の全域
県道佐久軽井沢線	長野県の全域
県道下諏訪辰野線	長野県の全域
県道岡谷茅野線	長野県の全域
県道伊那辰野停車場線	長野県の全域
県道中野豊野線	長野県の全域
県道長野信濃線	長野県の全域
県道飯山野沢温泉線	長野県の全域
県道須坂中野線	長野県の全域
県道大町麻績インター千曲線	長野県の全域
県道長野須坂インター線	長野県の全域
県道松本塩尻線	長野県の全域
県道上田丸子線	長野県の全域
県道長野上田線	長野県の全域
県道小諸上田線	長野県の全域
県道丸子東部インター線	長野県の全域
県道伊那箕輪線	長野県の全域
県道坂城インター線	長野県の全域

長野県の建設工事等における区画線工（土木工事標準単価） の積算方法について

<施工規模が日当たり標準作業量に満たない場合>

(1) 施工規模が日当たり標準作業量に満たない場合の積算方法は下記のとおりとする。溶融式・手動、ペイント式・車載式、区画線消去（削取り式）については、一連の作業として判定する。区画線消去（ウォータージェット式）に関しては、他規格と一連の作業とは考えずに判定する。

1) 標準単価が1つ、かつ条件区分が1つの場合の積算方法

① 作業量 (X) /日当たり標準作業量 (D) <1/2 の場合

機械費及び労務費は、作業量にかかわらず、日当たり標準作業量の1/2の量を実施した場合の金額を計上する。材料費は、作業量分の金額を計上する。

② $1/2 \leq$ 作業量 (X) /日当たり標準作業量 (D) <1 の場合

機械費及び労務費は、作業量にかかわらず、日当たり標準作業量を実施した場合の金額を計上する。材料費は、作業量分の金額を計上する。

2) 複数の標準単価もしくは条件区分を一連の作業として判定する場合の積算方法

$\alpha \times \sum (x_i/D_i) = 1$ となる α を計算し、 $\alpha \times x_i$ をそれぞれの標準単価や条件区分の修正日当たり標準作業量 D'_i とする。

① $\sum (x_i/D_i) < 1/2$ の場合

機械費及び労務費は、作業量にかかわらず、それぞれの標準単価や条件区分において、修正日当たり標準作業量 D'_i の1/2の量を実施した場合の金額を計上する。材料費は、それぞれの標準単価や条件区分の作業量分の金額を計上する。

② $1/2 \leq \sum (x_i/D_i) < 1$ の場合

機械費及び労務費は、作業量にかかわらず、それぞれの標準単価や条件区分において、修正日当たり標準作業量 D'_i を実施した場合の金額を計上する。材料費は、それぞれの標準単価や条件区分の作業量分の金額を計上する。

3) 端数処理

① 作業日当り標準作業量 D の1/2の量は、整数とし、小数第1位を四捨五入する。

② α は、小数第2位までとし、小数第3位を四捨五入する。

③ 修正日当り標準作業量 D'_i は整数とし、小数第1位を四捨五入する。

④ D'_i の1/2の量は、 D'_i を計算した上で、①と同様とする。